

安曇野市では、安曇野市空き家バンクを活用した空家等の利活用を促進するため、空家所有者の方及び空き家バンクから物件を購入された方向けの補助金を交付します。

注意！補助対象になる空家とは？

おおむね1年以上にわたり、居住その他の利用実態（店舗や賃貸、別荘としての利用など）がない建築物等を「空家」といいます。ただし、申請時点で既に市場に出ている（＝不動産業者と売買・媒介契約を締結している）ものや、共同住宅の空き室は対象となりません。

*所有者や近隣の方が「ここは空家だ」と認識しているかどうかは関係なく、客観的な状況で判断します。

◎補助対象になる建物の例

- ・所有者の死後、家財がそのままになっている住居
- ・長年使っていない別荘
- ・住居は使っていないが、庭を家庭菜園にしている
- ・住居は使っていないが、農機具を倉庫に置いている
- ・年に何度か、掃除や庭の除草のため宿泊している

◎補助対象にならない建物の例

- ・賃貸物件だが、この1年ほど借り手がつかない
- ・年に1度、親戚が集まって過ごしている
- ・不動産業者と仲介契約を結んだが買い手がつかない
- ・同じ敷地内の別棟に居住者がいる
- ・母屋を商材や事業用資材の保管場所として使っている

1 空き家バンク登録者支援補助

所有している空家をこれから登記・測量し、物件を安曇野市空き家バンクに掲載する場合に、物件の登記費用・測量費用を補助します。

注意！必ず着手前に補助金の申請をしてください。

（先に登記/測量作業・登記/測量の契約・不動産業者との媒介/売買契約をしてしまうと、補助金はもらえません。）

○申請する場合は、以下の要件をすべて満たす必要があります。

対象者	☐ 個人であること（法人でないこと）
	☐ 市税および国民健康保険税に滞納がないこと
	☐ 建物の所有者であること
対象物件	☐ 物件が安曇野市内にある「空家」であること
	☐ 戸建て物件であること（共同住宅の空き室や長屋の空き住戸でないこと）
	交付申請日以降に、安曇野市空き家バンク仲介事業者と媒介契約を締結し、 ☐ 安曇野市空き家バンクに物件を2年間掲載すること（売却・賃貸どちらでも可） ※売買契約が締結された場合は、掲載を取りやめて構いません。賃貸借契約締結時も掲載取りやめ可能ですが、2年以内に入居者が退居した場合は、合計2年を経過するまでは再度の空き家バンク掲載が必要です。
その他	☐ 過去に同じ補助金（①空き家バンク登録者支援補助）の交付を受けた物件でないこと ※過去に②移住者支援補助の交付を受けている物件は対象に含めます。
	☐ 補助対象経費が合計5万円以上であること
	☐ 申請年度末（3月31日）までに実績報告ができること
	☐ 補助対象経費について、他の補助金と併用しないこと（施工箇所が完全に分離できれば併用可）

○補助の対象となる経費

- ・空家の不動産登記、相続登記の実施に係る、法務局へ支払う各種登記手数料
- ・司法書士や弁護士への登記委託料
- ・不動産登記に必要と認められる現況測量や、測量図作成に伴う土地家屋調査士や測量士への業務委託料（※土地測量の場合、境界確定測量のみ対象）

対象経費の1/3

上限20万円を補助

安曇野市空き家バンクとは？

安曇野市で運営する不動産情報ウェブサイトです。
どなたでも不動産情報を閲覧することが可能です。

空家所有者の方は、空き家バンク
仲介事業者と契約して登録申込み
することで、物件を空き家バンク
に掲載できます。
空家を探している方は、空き家
バンク上で物件を閲覧し、問合せ
や交渉申込みができます。

空き家バンク
ホームページ
はこちら



空家所有者
・空家を売りたい
・空家を貸したい

①登録
申込

安曇野市
空き家バンク
安曇野へ移住！ホームページ内

②物件登録

安曇野市空き家バンク
仲介事業者

③情報
提供

④問合せ
交渉

空家を探している方
・空家を買いたい
・空家を借りたい

2 移住者支援補助

移住者が、空き家バンク掲載物件を購入または賃貸し、引越し後そこに3年以上居住する場合に、不動産事業者へ支払う仲介手数料や、引越費用を補助します。

注意！必ず着手前に補助金の申請をしてください。

(先に仲介手数料の支払い・引越し業者との契約・引越しの実施をしてしまうと、補助金はもらえません。)
※仲介手数料は支払い済みだが引越しはしていない場合、引越費用については補助金申請可能です。

○申請する場合は、以下の要件をすべて満たす必要があります。

対象者	☐ 個人であること（法人でないこと）
	☐ 市税および国民健康保険税に滞納がないこと
	☐ 申請者が安曇野市空き家バンクから物件を購入または賃貸していること
	☒ 移住者 であること [以下の①②のどちらかに該当すること]
	☐ ・①市内に移住する意思のある者かつ申請日時点で1年以上市外に居住している ・②現に安曇野市内へ転入して2年以内、かつ転入日から遡り1年以上市外に居住していた
	☐ 引越し後、引越しした物件に 住民登録 し、 3年以上居住 すること
対象物件	☒ 安曇野市空き家バンク から 購入 または 賃貸 した物件であること
	☐ ※複数の不動産サイトに掲載されている物件でも、安曇野市空き家バンクに併せて掲載されていれば対象となります。 ※安曇野市空き家バンクが対象です。全国版空き家バンク、楽国信州空き家バンク等のみに掲載されていた物件は対象となりません。
	☐ 交付申請日時点で、 物件の売買契約または賃貸借契約締結から1年以内 であること
	☐ 物件の前所有者または貸主が、 申請者の3親等以内の親族でない こと
	☐ 戸建て物件であること（共同住宅の空き室や長屋の空き住戸でないこと）
	☐ 過去に同じ補助金（②移住者支援補助）の交付を受けた物件でないこと ※過去に①空き家バンク登録者支援補助の交付を受けている物件は対象に含めます。
その他	☐ 補助対象経費が 合計5万円以上 であること
	☐ 申請年度末（3月31日）までに実績報告ができること
	☐ 補助対象経費について、他の補助金と併用しないこと（施工箇所が完全に分離できれば併用可）

○補助の対象となる経費

- ・空家バンク仲介事業者へ支払う**仲介手数料**
- ・引越し業者、運送業者へ支払う**引越し費用**
- ※支払い済みのものは対象経費とはなりません

対象経費の1/3

上限**10万円**を補助

①空き家バンク登録者支援補助の利用者で、空家を片付け・
清掃し、物件を安曇野市空き家バンクに掲載する場合…

注目！片付け清掃補助が併用できます！

対象経費の1/3
上限**10万円**

一部過疎地域
(明科地域のみ)
対象経費の1/2
上限**30万円**

詳細は
こちら



②移住者支援補助の利用者で、安曇野市空き家バンクから物件を
購入または定期賃貸借し、これから物件を改修する場合…

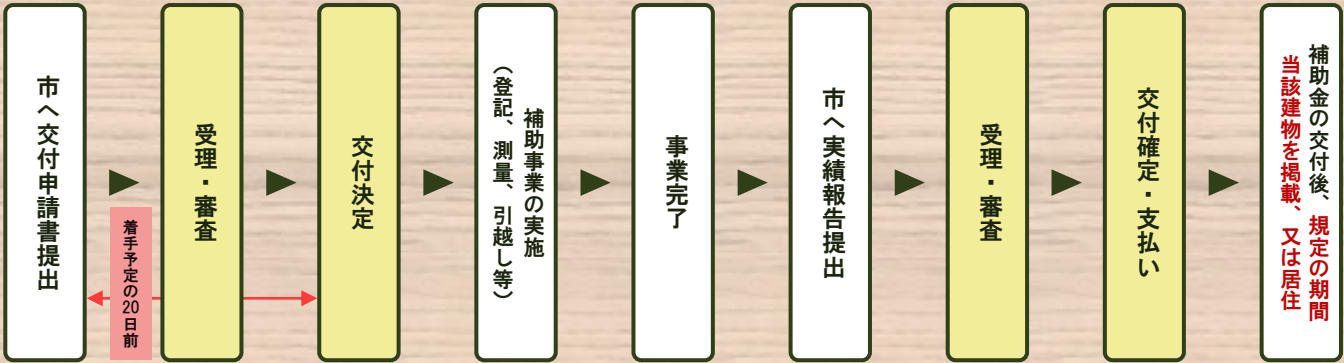
移住等空家補助が併用できます！

対象経費の1/3・2/3
上限**40-60万円**

詳細は
こちら



◎補助金の申請から交付まで



◎交付申請時の添付書類

- ・補助事業の区分によって添付書類が異なりますので、下記表でご確認をお願いいたします。
- ・必ず着手前に補助金の申請をしてください。（先に改修工事の施工・改修工事の契約をしてしまうと、補助金はもらえません。）

各種書式は
こちらから
ダウンロード
できます



No.	添付書類名	備考	①	②
			空き家 バンク 登録者 支援	移住者 支援
1	安曇野市空き家バンク活用促進支援事業補助金交付申請書（様式第1号）	・安曇野市役所移住定住推進課（3階1番窓口）で配布します。 ・市HPからもダウンロード可能です。 ・補助対象経費は税込金額をご記入ください。	○	○
2	安曇野市空き家バンク活用促進支援事業に係る誓約書兼同意書（様式第2号）	・安曇野市役所移住定住推進課（3階1番窓口）で配布します。 ・市HPからもダウンロード可能です。	○	○
①-1	空家の土地の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し	※登記全部事項証明書が必要です。登記完了書では受理できません。 ・土地が複数筆に分かれている場合は、全ての筆の書類が必要です。 ・登記全部事項証明書は、法務局でだれでも取得できます。 ・安曇野市の場合は、松本法務局[長野県松本市沢村2丁目12-46]が最寄りです。なお、松本に限らず全国どの法務局でも同じ書類を取得できます。 ・法務局窓口で取得する場合は、1通600円がかかります。 ※原則3か月以内に取得したものを提出してください。	○	
①-2	空家の建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し [※建物未登記の場合は、固定資産課税台帳（名寄帳）の写し]	・登記全部事項証明書については、上記の備考をご参照ください。 ・固定資産課税台帳（名寄帳）は、安曇野市役所税務課（1階19番窓口）で、1通300円で取得できます。	○	
①-3	不動産登記及び相続登記に要する費用の見積書の写し	※宛名は、交付申請書の申請者名と一致させてください。 ※有効期限切れや、内訳の計算ミスにご注意ください。	○	
①-4	※境界確定測量を行う場合 ・境界確定測量に要する費用の見積書の写し ・当該測量前が分かる公図の写し	※見積書の宛名は、交付申請書の申請者名と一致させてください。 ※有効期限切れや、内訳の計算ミスにご注意ください。 ・公図は、法務局窓口で取得する場合は、1通450円がかかります。 ・または、安曇野市役所維持管理課（2階12番窓口）で1通300円で取得できますが、法務局の約3か月遅れのデータですので、直近に分筆した場合には適しません。	○	
②-1	申請者の住民票の写し	・現住所の役所で取得します。 ※原則3か月以内に取得したものを提出してください。		○
②-2	仲介手数料の見積書の写し	※宛名は、交付申請書の申請者名と一致させてください。 ※有効期限切れや、内訳の計算ミスにご注意ください。		○
②-3	引越し費用の見積書の写し	※宛名は、交付申請書の申請者名と一致させてください。 ※有効期限切れや、内訳の計算ミスにご注意ください。		○
②-4	売買契約書又は賃貸借契約書の写し	・宛名は、交付申請書の申請者名と一致させてください。 ・押印忘れがないかご確認ください。		○

◎実績報告時の添付書類 ※必ず年度末（3月31日）までに提出してください！

①空き家バンク登録者支援補助の場合

- ・登記をした建物及び土地の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し
- ・境界確定測量を行った場合：境界確定した後の地積測量図
- ・補助対象経費に係る領収書の写し
- ・空き家バンク仲介事業者との媒介契約書の写し

②移住者支援の場合

- ・補助対象経費に係る領収書の写し
- ・空き家バンクより購入又は賃貸借した物件へ転居した後の住民票の写し

お問い合わせ

安曇野市役所 移住定住推進課 空家活用係 〒399-8281 長野県安曇野市豊科6000
電話：0263-71-2011（直通） / メール：akiya@city.azumino.nagano.jp